

注 意 事 項

1 公式、公認競技会及び指定競技会

(一社)静岡県水泳連盟の主催、もしくは上位の団体と共催する大会を公式競技会とする。公認競技会とは(公財)日本水泳連盟に申請し公認されたものをいう。

指定競技会とは、(一社)静岡県水泳連盟に申請し承認されたものをいう。

2 大会への参加申込み

本要項は、(一社)静岡県水泳連盟の主要競技会要項を記載する。主要競技会に出場する登録団体は各要項を熟読し特別に通知のない限り、そこに示された要領に従い、所定の手続きをとる。特に締切日、振込先、申込み方法に注意し、間違いのないようにする。申込み必要書類の完備していないもの、締切日を過ぎたものは受付ける事ができない。また、一旦納入された申込金(参加料)は理由の如何を問わず返却しない。

3 競技者登録

この要項に記載してある競技会に出場する競技者は、(公財)日本水泳連盟の選手登録を完了したものに限り。なお、登録を抹消されたものは、すべての公認競技会に出場できない。

4 記録公認

(公財)日本水泳連盟の登録団体・競技者が公式・公認競技会で記録した場合のみ公認される。

5 個人情報

(公財)日本水泳連盟競技者登録に関する個人情報の取扱いについては、(公財)日本水泳連盟個人情報保護規程その他の規範を遵守し、個人情報の保護に努める。

(一社)静岡県水泳連盟が主催、主管する競技会における個人情報の取扱いについては、(一社)静岡県水泳連盟個人情報保護規程に従う。なお、プログラムへの掲載、競技会での記録処理、報道への提供等については、各大会により異なるので、大会要項又は、主催者からの連絡事項で確認する。

6 不行跡行為の制裁

故意に競技の進行を妨げたり、大会の品位を傷つける行為、正当な理由のない棄権に対しては、行為者及び所属チームに制裁を課すことがある。

7 引率選手および保護者への指導について

競技会に出場する選手に対し、出場前に会場周辺での節度ある行動をとるよう指導する。併せて、保護者へ駐車マナー等をご指導願います。(会場周辺の住民より苦情が多数あるため)